

子の監護に関する処分（養育費） Q & A

Q 1 「養育費」には、どのような費用が含まれるのですか？

一般的には、子の衣食住等に要する生活費のほか、教育や医療に要する費用も含まれると考えられています。

Q 2 養育費は、子が何歳になるまで支払ってもらうことができるのですか？

調停では、お互いの意向に基づいて話し合いが進められますが、養育費は、一般に子が親から独立して生活できる年齢に達するまで負担しなければならないと考えられており、具体的な年齢は、その子の精神的、社会的、身体的な発達などを考慮して決められます。実務上、18歳になるまで、高校を卒業するまで、あるいは20歳になるまでとしている例が多く見られます。

Q 3 養育費の額は、どのように決められるのですか？

調停では、お互いの意向に基づいて話し合いが進められますが、双方の収入状況や子の人数、年齢その他一切の事情が考慮されます。

Q 4 調停での話し合いがまとまらない場合は、どうなるのですか？

調停は不成立として終了しますが、引き続き審判手続で必要な審理が行われた上、審判によって結論が示されます。

Q 5 審判の内容に不服がある場合、不服申立てをすることはできますか？

審判書謄本が送達された日の翌日から2週間以内であれば、不服申立て(即時抗告)をすることができます。即時抗告をするには、期間内に、抗告の趣旨などを記載した即時抗告の申立書を、審判をした家庭裁判所に提出しなければなりません。詳しくは、審判をした家庭裁判所にお問い合わせください。

Q 6 父又は母が再婚したり、就職、退職するなどして収入状況が変わった場合、調停や審判で決められた養育費の額を増額又は減額するよう求めることはできますか？

審判や調停の基礎となった事実関係や事情に変更があり、実情に合わないと思われるときは、取り決められた養育費の額の変更を求めることができます。

